官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三七六）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務四四二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一七八三～一七八九）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七九〇）　三
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二六四）　四
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（同二六五）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局二三二～二三九）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局一一〇、一一一）　五
○道路に関する件（四国地方整備局六五～六七）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
警察庁　七

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示二）

国家試験

令和八年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）

基本測量関係事項公告（国土交通省）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一四六）

〔公告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○総務省告示第三百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　名称　令和七年度第二期カンボジア陸軍に対する要人警護に係る技術指導参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十八日から令和七年十二月十四日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　カンボジア王国

○外務省告示第四百四十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十一月十二日
発行年月日　令和七年十月十五日
旅券番号　TM一四〇八五七

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町稗谷字上代七八、八四、八六、八七、九〇、九二、九四、一〇一の一、一〇一の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、字屋敷上一二八、一二九、一三二、一三三、一三五から一三九まで、一三六の一、字高畔二九四の一、二九五の一、三〇七、三〇九、三一〇の一、字宮本三八五の一、三八七の一、三八七の二、三九〇の一、三九八の一、字上田四〇一の一、四〇三の一、四〇四の一、四〇七、四一二、四一三、四一四の一、四二二から四二五まで、四三〇、四三一、字岡四三六、四三九の二、四三九の三、四四一から四四三まで、四四六、四四七、四五〇、四五五、四五六、四六一から四六三まで、四七二、四七四、四七七の一、四七七の二、四七八、四七九、四九〇、字一水口四九五から四九九まで、五〇〇の二、五〇〇の三、五〇一、五〇三、五〇五、五〇六、字大平七九七、字東大平八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七の一、八〇七の二、字後山八〇八の一、八一一の一、八一三の一、八一四の一、八一六の一、八二二の一、八二三の一、字小円道八二六、八二七、八二八の一から八二八の五まで、八二九、八三〇の一、八三五、八三七、八四二の三、八四二の四、八四三、八四五の九、八四五の一〇、八四七の一、八五〇、八五一の一、八五一の二、八五三の一、八五三の二、八五五、字丸山八五七、八六〇、八六二から八六四まで、八七〇、八七一、八七六

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字畑谷四三四から四三七まで、四三四の一、字山神四九六、四九八の一、四九八の六、字本ノヲトシ七七九の一、七七九の二、七八〇の一から七八〇の三まで、七八三の一、七八三の二

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字西村内二三六の一、字大竹山九〇〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(二)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字うにやど二三五一、字境沢二三九六、字瀧ノ沢二一九三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　山梨県都留市中津森字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三〇五の内一（次の図に示す部分に限る。）、七四二から七四五まで、七四七から七五五まで、七五七から七六二まで、一二八二から一二八九まで、一二八八の内一、一二九七、一二九七の二、一二九七の内二、一二九七の内三、一三〇〇、一三〇五の内二、字新井七六六から七七一まで、字石合一三一九、一三一九の内一、一三二〇から一三二六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七四二・七五四・七五五・七五七・七五八・一二八八・字新井七六八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市旭町上條北割字鎌倉四一六四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字鎌倉四一六四（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町板生小字大峪八二三四、八二三四の一、八二三五、八二三五の一、八二三七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　神奈川県厚木市下荻野字西山二一四九の二一から二一四九の二五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二一四九の一、二一四九の一八から二一四九の二〇まで、二一四九の二六、二一四九の二七、二一四九の二九から二一四九の三一まで、二一四九の三九から二一四九の四一まで、二一四九の四七から二一四九の五七まで、二一四九の六〇、二一四九の六三から二一四九の六七まで、二一四九の六九から二一四九の七五まで、二一四九の八六、二一四九の八七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年十一月二十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百六十四号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＳＦ	五一八	そうげい	令和七年十月十四日

○防衛省告示第二百六十五号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＴＹ	六八六	うくしま	令和七年十月八日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線及び福生都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　東京都東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目及び芋窪六丁目並びに武蔵村山市緑が丘、神明三丁目、神明四丁目、神明一丁目、中央二丁目、中央一丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目及び中原三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷字榎内川添、大字殿ケ谷字砂前川添、大字石畑字二本榎、大字石畑字砂前、大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内

○関東地方整備局告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び三・四・十号東京環状線

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百十六号及び令和六年関東地方整備局告示第百四十七号の事業地のうち東大和市芋窪六丁目及び武蔵村山市緑が丘において事業地を変更し、武蔵村山市学園二丁目を事業地に追加する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号及び令和四年関東地方整備局告示第十号の事業地のうち武蔵村山市学園二丁目及び神明一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市学園三丁目を事業地から削除する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地のうち武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ藤一丁目を事業地に追加する。

使用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地から武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目を削除する。

○関東地方整備局告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号及び令和三年関東地方整備局告示第五十四号の事業地のうち武蔵村山市三ツ木一丁目及び三ツ藤三丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木二丁目を事業地に追加し、武蔵村山市榎三丁目を事業地から削除する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号及び令和四年関東地方整備局告示第十二号の事業地のうち武蔵村山市中原一丁目及び岸一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木一丁目を事業地に追加する。
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び立川都市計画道路三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十四年七月四日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号、平成三十一年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和七年関東地方整備局告示第五十五号の事業地のうち西多摩郡瑞穂町大字武蔵及び大字石畑字二本榎において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
	メートル	キロメートル
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字弥谷六一〇五番三地内	○・○○～四・九二	○・○一一
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字牛谷六一五〇番二から同町大字小熊字光入二九六〇番三まで	○・○○～五・八三	○・○一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字光入二九六一番地内	○・○○～一・〇三	○・○〇八
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字別所谷六一八七番二地内	○・○○～六・六九	○・○一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀二六七四番から同町大字小熊字東兀六一九〇番一から同町大字小熊字東兀二六七四番まで	○・○○～七・三六	○・○二五
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀二六七四番から同町大字小熊字東兀六一九一番四まで	○・○○～三・八〇	○・○一七
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字瀧之谷六一九三番三から同町大字小熊字瀧之谷六一九三番一二まで	○・○○～三・五七	○・○一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷六二四四番一から同町大字土生字下ノ谷六二四三番一まで	○・○○～一・二八	○・○六六
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷五一二番一から同町大字土生字下ノ谷五〇四番三まで	○・○○～九・二五	○・○一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字打谷六二六一番一から同町大字土生字打谷六二六〇番五まで	○・○○～六・六六	○・○〇七
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字高岸一六〇三番一地内	○・○○～七・〇九	○・○一〇
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八一番一から同町大字上津木字北垣内一三八四番まで	○・○○～六・四三	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八四番から同町大字上津木字北垣内一三八七番三まで	○・○○～四・一四	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一四五〇番一から同町大字上津木字北垣内一四五一番一まで	○・○○～二・〇四	○・○〇五
和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手七九番二から同町大字河瀬字横縄手七九番六まで	○・○○～一・〇四	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇五番一地内	一〇・四六	○・○〇五
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇六番五地内	○・○○～一三・五六	○・○二〇
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開一二番一地内	○・○○～二二・四七	○・○一四
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開三六番一地内	○・○○～二五・二五	○・○一一
和歌山県有田郡広川町大字殿字十郎三二番一地内	○・○○～○・九六	○・○一二
和歌山県有田郡広川町大字柳瀬字水ケ谷三四七番一地内	一・四六～五・八九	○・○〇四
和歌山県有田郡広川町大字柳瀬字水ケ谷三四七番一から同町大字柳瀬字水ケ谷三七一番一まで	○・○○～四・一〇	○・○二三
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番二から同町大字山田字段三七五番一まで	○・○○～八・二六	○・○二一
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番一地内	○・三九～○・八六	○・○〇一
和歌山県有田郡有田川町大字奥字大谷三七三番一地内	○・○○～一・八六	○・○三五
和歌山県有田郡有田川町大字水尻字堂ケ谷一三八一番一地内	○・九五～○・九六	○・○〇二

(四)　指定する期日　令和七年十一月二十七日

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十八号　大野市堂本二五字石倉口三六番二から同市蕨生一〇三字城ノ跡五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市長沢字宮ノ前甲三七四番二から西条市小松町新屋敷字西町裏甲五二七番一まで	前	A　八・八〇～八・八〇（メートル）	六九・五〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・七〇～二五・〇〇	一二・四八五	
	後	A　八・八〇～八・八〇	六九・五〇	一二・七七一
		B・C　一〇・七〇～二五・〇〇	一三・四八五	
			一二・七七一	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

○四国地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間四国地方整備局、同局松山国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

区間	幅員	延長
今治市長沢字武反地山乙二〇二番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二八番三まで	〇・〇～八七・三〇（メートル）	〇・六〇四（キロメートル）

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百九十六号
三　指定する道路の部分

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	今治市長沢字武反地山乙二〇〇番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二九番三まで	四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十一月二十五日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一項中「議員が」の下に「配偶者の出産、育児、看護、介護、不妊治療に係る通院その他」を加え、「附し」を「付し」に改める。

要求書受領

十一月二十五日、内閣から、食品安全委員会委員に春日文子を任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、個人情報保護委員会委員に藤村明子（大西明子）、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり（高田さゆり）及び橋本尚を任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代（小川賀代）を任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織（相原香織）及び榊原陽子を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之（藤城寛之）、鈴木美緒及び新妻実保子を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議決通知

十一月二十五日築山事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員
黒岩　宇洋（階猛の補欠）
鈴木　義弘（円より子の補欠）

同予備員
第四　浦野　靖人（三木圭恵の補欠）

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、武村展英を第一順位とし、坂本祐之輔を第四順位とし、猪口幸子を第五順位とし、第四順位の予備員である吉川元を第二順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員
柴山　昌彦（平口洋の補欠）
本田　太郎（田所嘉徳の補欠）
青柳陽一郎（黒岩宇洋の補欠）
向山　好一（西岡秀子の補欠）

同予備員
武村　展英（井野俊郎の補欠）
猪口　幸子（阿部弘樹の補欠）
坂本祐之輔（青柳陽一郎の補欠）

選出通知

十一月二十五日本院は検察官適格審査会委員予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員予備委員
高見　康裕（後藤茂之の予備委員）
平沼正二郎（齋藤健の予備委員）

指名通知

十一月二十五日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員永岡桂子及び同宮内秀樹を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員馬淵澄夫及び同津村啓介を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員**逢**沢一郎及び同小林鷹之を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

十一月二十五日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）　東　国幹

（豪雪地帯対策分科会）　加藤　鮎子

和田有一朗

（離島振興対策分科会）　橘　慶一郎

武部　新

議案提出

十一月二十五日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出）

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外一名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

議案送付

十一月二十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆法第一号）

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

盛土規制法上の「土地の形質の変更」に関する質問主意書（松尾明弘提出）

質問書転送

十一月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する再質問主意書

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する再質問主意書

食料品の消費税ゼロ化に係る「ＰＯＳレジシステム改修」を巡る説明の真偽に関する質問主意書

不登校児童生徒支援に関する質問主意書

教員による盗撮・わいせつ事件の多発に伴う学校安全対策に関する質問主意書

衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問主意書

日米政府の戦略的投資イニシアティブにおけるキャッシュフロー分配に関する質問主意書

公益通報者保護法に関する再質問主意書

日本国との平和条約第十一条に関する質問主意書

答弁書受領

十一月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原規眞提出仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員斉藤鉄夫提出存立危機事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員斉藤鉄夫提出非核三原則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松尾明弘提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書

参　議　院

議案提出

十一月二十五日議員から次の議案が提出された。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第四号）

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第五号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆第一号）

議案受領

十一月二十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

議案付託

十一月二十五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆第一号）

財政金融委員会に付託

質問主意書転送

十一月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書（青木愛提出）（第四〇号）

オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第四一号）

今後の木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤に関する質問主意書（青木愛提出）（第四二号）

小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問主意書（青木愛提出）（第四三号）

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第四四号）

「外国人が増えると犯罪が増える」という情報に係る政府の認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四五号）

原子力潜水艦の保有の検討に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四六号）

闘犬と動物愛護・動物福祉に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第四七号）

要求書受領

十一月二十五日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（令和八年一月六日任期満了の山本茂貴の後任）　春日　文子

また、同日内閣から、左記の者を個人情報保護委員会委員に任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（令和八年一月三十一日任期満了の浅井祐二の後任）　藤村　明子

（大西　明子）

（同日任期満了の大島周平の後任）　木田　俊昭

（同日任期満了の梶田恵美子の後任）　藤井　英治

（同日任期満了の髙村浩の後任）　新保　史生

また、同日内閣から、左記の者を証券取引等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十二日任期満了による再任）（委員長）　中原　亮一

（同日任期満了による再任）（委員）　加藤さゆり

（高田さゆり）

（同日任期満了による再任）（同）　橋本　尚

また、同日内閣から、左記の者を電気通信紛争処理委員会委員に任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二日任期満了の田村幸一の後任）　笠井　之彦

三尾美枝子

（同日任期満了による再任）　小塚荘一郎

（同日任期満了による再任）　中條　祐介

（同日任期満了による再任）　前原　賀代

（小川　賀代）

また、同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了による再任）
大久保哲夫

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十日任期満了の礒山誠二の後任）
岩井　睦雄
（同日任期満了による再任）
前田　香織
（相原　香織）
（同日任期満了の水尾衣里の後任）榊原　陽子

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了の伊藤富士江の後任）
久保　美紀

また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月五日任期満了による再任）堀川　義弘
（同日任期満了による再任）大石美奈子

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月五日任期満了の丸井祐一の後任）
堂園　正人
（同日任期満了の奥村文直の後任）古川　敦
（十二月二十五日任期満了の石田弘明の後任）
大野　寛之
（藤城　寛之）
（十二月五日任期満了による再任）鈴木　美緒
（同日任期満了による再任）新妻実保子

また、同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二日任期満了による再任）星　景子

人事異動

警察庁

（警察庁警備局付）警視長　吉田　知明
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長を命ずる
（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当））警視監　江口　有隣
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長事務取扱を免ずる（以上十一月七日）

叙位・叙勲

○叙位

（大阪府立大学名誉教授）
正四位に叙する
岩田　耕一
浅井　三郎
正五位に叙する
大石　隆一　佐久間末雄
従五位に叙する（各通）
木下　弘　館山　勝治
正六位に叙する（各通）
青木　隆尚　畔田　賢一
北島　宏　木山　富男
高橋　庫一　田嶋　庄一
蓮井　省治　服部榮次郎
光武　新人　安井　千明
従六位に叙する（各通）
笹本　未光　矢ケ部伸善
正七位に叙する（各通）
（准陸尉）
伊崎　和之　高木兵五郎
従七位に叙する（各通）（以上十月十六日）
村山　富市
正二位に叙する
大平　順二　長田喜代廣
正六位に叙する（各通）
池田　良　石丸　英二
村上　哲　村上　彪
山敷　芳久
従六位に叙する（各通）
川崎　正弘　田中　周作
正七位に叙する（各通）
岩崎　博二　梨澤　節三
川浦　正利　森　政行
従七位に叙する（各通）（以上十月十七日）
（京都大学名誉教授）
原田　修　宮内　雪夫
従四位に叙する
石坂　岩夫　佐々木英明
正五位に叙する（各通）
瀬川　清　三浦　峻
安藤　衛　大澗　佑誠
正六位に叙する（各通）
木下　善藏　栗巣　文俊
関口　亘　長谷川幸子
山本　博久
従六位に叙する（各通）
金子陽一郎　杉山　敏政
細川　正　水上　隆輔
正七位に叙する（各通）
（九州大学名誉教授）
従七位に叙する（以上十月十八日）
（明石工業高等専門学校名誉教授）
立花　秀美
従四位に叙する（各通）
正五位に叙する
石川　久一　桑原　昭二
安田　末廣　柳川　邦彦
従五位に叙する（各通）
染谷　栄一　永田　實治
松村　純一　谷内　静雄
正六位に叙する（各通）
弥永　巧　植元　敏光
尾江　哲　大久保吉喜
木村　豊　小森　利行
関　博保　竹中　忠道
西山　大明　野呂　敏秋
従六位に叙する（各通）
瓜生　俊一　清水　政一
正七位に叙する（各通）
豊田　貞雄　牧野　榮次
従七位に叙する（各通）（以上十月十九日）
関谷　和義
正六位に叙する
猪股　達志　木村　成年
正七位に叙する（各通）
横尾　嘉明
従七位に叙する（以上十月二十日）
松井　延夫
従五位に叙する
菊池　勇
正七位に叙する（以上十月二十一日）
山下　英樹
正七位に叙する（十月二十二日）
杉本　正己
従六位に叙する（十月二十三日）
田中冨美男
正七位に叙する（十月二十五日）

○叙勲

大勲位菊花大綬章を授ける（十月十七日）
光武　新人　安井　千明
旭日双光章を授ける（各通）
西谷　一廣　堀内　義弘
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）
（北海道上ノ国町議会副議長）花田　英一
旭日単光章を授ける（十月十七日）
高橋　邦夫
旭日単光章を授ける（十月十八日）
黒山　茂
旭日単光章を授ける（十月十九日）
畔田　賢一　大石　隆一
笹本　未光　高橋　重夫
松井　熊夫　矢ケ部伸善
瑞宝双光章を授ける（各通）
（准陸尉）
今井　道治　伊崎　和之
下園　廣海　河田　邦夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）
千葉　智章　安友　進市

石丸　英二　大平　順二
長田嘉代廣　三上　邦重
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月十七日）
（京都大学名誉教授）　政池　明
瑞宝中綬章を授ける
山本　博久
瑞宝小綬章を授ける
石坂　岩夫　佐々木英明　瀬川　清
関口　亘　畑　智　山口義文
瑞宝双光章を授ける（各通）
大澗　佑誠　栗巣　文俊　野口　幸一
細川　正　水上　隆輔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
（九州大学名誉教授）　岩元　久雄
瑞宝小綬章を授ける
尾江　哲　木村　豊　清水政一
関　博保　染谷　栄一　谷内静雄
吉田長兵衛
瑞宝双光章を授ける（各通）
弥永　巧　小森利行
豊田貞雄　牧野榮次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十九日）
関谷和義
瑞宝双光章を授ける（十月二十日）
菊池　勇
瑞宝単光章を授ける（十月二十一日）
山下英樹
瑞宝単光章を授ける（十月二十二日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月27日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,102円」を「１時間1,166円」に改める。

国家試験

令和８年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）第９条の19の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

国土交通大臣　金子　恭之

1　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　令和８年５月17日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　令和８年５月17日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合がある。

2　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　令和８年１月５日（月）から同年１月22日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、追跡できる郵送の場合は１月22日（木）までの日付の消印があるものに限り受け付ける（追跡できない郵送（普通郵便、後納郵便、別納郵便など）の場合は１月22日（木）までに必着とする）。

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、令和７年12月17日（水）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課及び公益社団法人日本測量協会本部及び各支部では郵送の取扱いはしない。

国土地理院（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

国土地理院北海道地方測量部（〒060―0808　札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部（〒983―0842　仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　仙台第３合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部（〒102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号　九段第２合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部（〒930―0856　富山市牛島新町11番７号　富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部（〒460―0001　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館）

国土地理院近畿地方測量部（〒540―0008　大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館）

国土地理院中国地方測量部（〒730―0012　広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館）

国土地理院四国地方測量部（〒760―0019　高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎）

国土地理院九州地方測量部（〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎）

国土地理院沖縄支所（〒900―0006　那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎１号館）

各都道府県の土木関係部局の主務課（郵送の取扱いはしない）

公益社団法人日本測量協会本部及び各支部（郵送の取扱いはしない）

⑷　電子申請システムによる手続　e―Gov 電子申請により提出する。

3　合格発表及び通知

測量士試験は令和８年７月９日（木）、測量士補試験は同年６月25日(木)に国土地理院ホームページにおいて合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載するほか、全受験者宛てに試験の結果（合否）を通知する。

4　試験問題等の公表

試験日の翌日以降、試験問題、解答を国土地理院ホームページに掲載する。なお、択一式の試験の解答については、試験問題と同時に掲載する。

5　その他

⑴　試験会場については、受験票を送付する際に通知する。

⑵　住所・氏名・試験地に変更がある場合は、変更届に必要事項を記入し、ホームページに掲載されたメール又は郵送で提出すること。

試験地の変更については、令和８年３月26日（木）までに、住所・氏名の変更については令和８年６月１日（月）までに届け出たものに限り認める。

6　試験に関する照会先

国土地理院総務部総務課試験登録係（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）　電話番号029（864）8214、8248　ホームページhttps://www.gsi.go.jp/

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地図情報レベル	実施時期	区域	摘要
点群データ	500	令和７年度	北海道、東北、関東及び北陸の一部地域	令和７年11月版

備考　刊行日　令和７年11月28日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ（https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html）において供する。

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

愛知県田原市緑が浜二号２番地52**田原バイオマスパワー合同会社**の工場財団に愛知県田原市緑が浜二号２番地52田原バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年11月27日　名古屋法務局豊橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社ミノバト
代表清算人　藤井　征志
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２２号
愛知県西尾市錦城町288番地
清算株式会社　株式会社宏昌食糧研究所
代表清算人　堀川　敬生
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第８号
岡山市北区吉宗688番地４
清算株式会社　株式会社プログレッソ
代表清算人　稲田　吉恵
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号
熊本県上天草市松島町阿村964番地の２
清算株式会社　永目海運株式会社
代表清算人　永目　幸浩
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所天草支部

令和７年（ヒ）第２号
鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社　株式会社稲満会
代表清算人　稲満　靖紀
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５３号
東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＮＣＩＴＬ
代表清算人　星野　雄司
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、第３項に規定する場合を除き、別紙記載の各協定債権者に対して協定債権の弁済を行わない。
２　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、その債務を免除する。
３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは､清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による書面決議に付する決定

			給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
		小規模個人再生による再生手続廃止	
		給与所得者等再生による再生手続開始	

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階

（甲）ＨＭＨグループ株式会社

代表取締役　バーク・マレック

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

（乙）株式会社保険見直し本舗グループ

代表取締役　臼井　朋貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　五十三頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　四十八頁（号外第六十五号）

令和七年十一月二十七日

東京都港区白金台四―二―一一

（甲）株式会社カドー

代表取締役　古賀　宣行

東京都港区白金台四―二―一一

（乙）アエテ株式会社

代表取締役　鈴木　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　三十二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一二〇頁（号外第二五四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一二〇頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十七日

東京都品川区東品川二丁目二番四号

（甲）ＷＷＢ株式会社

（法人番号　9010701026417）

代表取締役　国本　亮一

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五Ｆ

（乙）ＶＳＵＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社

（法人番号　1010701037272）

代表取締役　龍　潤生

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五Ｆ

（丙）株式会社ＨＳＪ

（法人番号　2010001227481）

代表取締役　国本　亮一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　八十三頁（号外第二四三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七頁

令和七年十一月二十七日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

（甲）株式会社アスパラントグループＳＰＣ11号

代表取締役　中村　彰利

大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号

（乙）大和紡績株式会社

代表取締役　野間　靖雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.housecom.co.jp

（乙）https://crn.co.jp

令和七年十一月二十七日

東京都港区港南二丁目一六番一号

（甲）ハウスコム株式会社

代表取締役　田村　穂

大阪市淀川区西中島五丁目一四番一〇号

（乙）株式会社シーアールエヌ

代表取締役　尾﨑　雅哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　四十七頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十七日

神奈川県平塚市追分二番一号

（甲）浜ゴムエンジニアリング株式会社

代表取締役　田中　敦

神奈川県平塚市追分二番一号

（乙）株式会社平塚機械設計事務所

代表取締役　田中　敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十七日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（甲）木村工機株式会社
代表取締役　佐藤　学
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（乙）株式会社ＭＳＥＣホールディングス
代表取締役　佐藤　学
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（丙）株式会社高橋精密工業
代表取締役　佐藤　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十一月十七日
掲載頁　九十頁（号外第二五二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十一月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第二五三号）

令和七年十一月二十七日
富山県富山市婦中町道場三九番地五
（甲）ビューテックバスサービス株式会社
代表取締役　田盛　博久
富山県富山市婦中町板倉新一七七番地一
（乙）ビューテック化工株式会社
代表取締役　渥美　康彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十八頁（号外第二〇一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十八頁（号外第二〇一号）

令和七年十一月二十七日
長野県上田市踏入一丁目三番三五号
（甲）日本ガス水道株式会社
代表取締役　青柳　修一
長野県上田市踏入一丁目三番三五号
（乙）上田ガストータルリフォーム株式会社
代表取締役　髙松　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一四四号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十七頁（号外第一四四号）

（丁）会社設立後決算期未到来のため確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日
愛知県名古屋市西区那古野一丁目一番一二号
（甲）株式会社カノークス
代表取締役　小河　正直
愛知県愛知郡東郷町大字諸字仲田七番地一
（乙）株式会社カノークス鋼管東海
代表取締役　鈴木　隆介
大分県中津市大字福島九一五番地
（丙）株式会社カノークス鋼管九州
代表取締役　南形　武志
埼玉県鴻巣市上会下字白幡六一二番地一三
（丁）株式会社カノークス鋼管関東
代表取締役　友野　光朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五五頁（号外第二一一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五七頁（号外第二一一号）

令和七年十一月二十七日
京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地
（甲）株式会社晃商
代表取締役　新井　義淳
京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地
（乙）株式会社晃和
代表取締役　新井　千晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパチンコ及びスロット並びにボウリング場等の遊技場の運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　二頁

令和七年十一月二十七日
東京都豊島区池袋二丁目三八番一二号
（甲）太平観光株式会社
代表取締役　松原　秀治
東京都豊島区池袋二丁目三八番一二号
（乙）永豊企業株式会社
代表取締役　松原　秀治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、有限会社ほっと（乙、住所滋賀県大津市南郷一丁目二〇―一九）のケアサービスにおける福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月三日
掲載頁　二頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十七日
静岡県島田市中河七三七番地
株式会社ヤマシタ
代表取締役　山下　和洋

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鉄鋼加工品、その他鉄鋼製品の製造、加工及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　八十七頁（号外第一四四号）

令和七年十一月二十七日
愛知県名古屋市西区那古野一丁目一番十二号
（甲）株式会社カノークス
代表取締役　小河　正直
岩手県北上市相去町大松沢一番九六号
（乙）株式会社カノークス鋼管北上
代表取締役　高橋　哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエンターテイメント事業及びフードサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五五頁（号外第二一一号）

令和七年十一月二十七日

京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地

（甲）株式会社ＫＯＳＨＯ

代表取締役　新井　義淳

京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地

（乙）株式会社晃商

代表取締役　新井　義淳

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社木下企画（住所東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一七番二号）に対して当社の不動産賃貸及び管理並びに太陽光発電事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十五頁（号外第二一二号）

令和七年十一月二十七日

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一七番二号

株式会社木下ホームズ

代表取締役　小原　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＧＲＡＮＤ　ＴＲＯＩＳ　ＩＫＥＤＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

北海道余市郡余市町黒川町十二丁目一〇〇番四号

合同会社大三池田商會

代表社員　池田　達郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

埼玉県朝霞市東弁財二丁目一五番一二号

テラスイースト合同会社

代表社員　田中ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

石川県白山市木滑西一番地

合同会社山立会

代表社員　有本　勲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

大阪府高槻市萩之庄五丁目二番一号

合同会社リブテクト

代表社員　橋村　輝勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

兵庫県尼崎市神崎町一五―一七

合同会社ロングランオート

代表社員　岡田　健一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、佐世保自動車販売業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

長崎県佐世保市島瀬町七番二〇号

佐世保自動車販売業協同組合

代表理事　円田　浩司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月五日であり、組織変更後の商号は株式会社晶永とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

熊本県宇土市松山町二一一五番地五一

合同会社晶永

代表社員　中村　祥太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根五六―二外

合同会社ＤＯＨＡＣＨ

代表社員　米森　雄大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十七日

栃木県佐野市田島町一九二番地二号

有限会社永瀬運送店

代表取締役　河合　寿信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一八番一三号

株式会社山泰鋳工所

代表取締役　山本　康平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億三一八一万八八八五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十七日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ株式会社

代表取締役　青木　倫治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千四百二十五万七千八百九十四円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　十四頁

令和七年十一月二十七日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号

株式会社ステラ・ホールディングス

代表取締役　青木　圭吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百九十九万二千百九十七円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号

ＧｅｋＯｕｔ株式会社

代表取締役　青木　圭吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千二百五十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番一二号Ａ

ＣＮ渋谷道玄坂ビル七Ｆ

ＩＭＳＦ株式会社

代表取締役　稲葉　繁樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千三百三十五万三千六百二十三円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/617900/announces

令和七年十一月二十七日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号ＦＯＲＥＣＡＳＴ五反田ＷＥＳＴ十階

株式会社エイジレス

代表取締役　小出　孝雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十頁（号外第八十九号）

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二〇番八号

株式会社ラボル

代表取締役　建部　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナ四〇二

株式会社ＮＧＴＧ１５

代表取締役　新居　英一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://proteo-bridge.co.jp/

令和七年十一月二十七日

東京都江東区青海二丁目三番二六号国立研究開発法人産業技術総合研究所臨海副都心研究センター内

プロテオブリッジ株式会社

代表取締役　熊谷　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百五万八千五百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aironworks.com/

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門一―一〇―五―一一階

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　寺田　彼日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を剰余金の資本組入れにより四億百万八千百十円にすることを条件として、百万八千百十円減少し四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　五十三頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十七日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

株式会社ＳＰＯＲＴＳ　Ｅｄｇｅ

代表取締役　山口　剛

資本金の額の減少公告

当社は、業務執行社員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を五百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

神奈川県川崎市高津区溝口一丁目二二番一八号

合同会社勝増

代表社員　勝俣　利彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

新潟県南魚沼市宮字西原二二九四番八

株式会社山泰製作所

代表取締役　山本　康平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十七日

山梨県甲府市若松町六番三〇号

カイ・ワールド有限会社

代表取締役　日向　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十七日

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目一〇番地一号　ベストメディカルサービス株式会社

代表取締役　村上　太一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区南青山三―四―七第七ＳＹビル五階

株式会社エフェクチュアル

代表取締役　田中　倫明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

札幌市中央区南三条西三丁目一〇番地三信ビル六階

株式会社シー・エム・エス

代表取締役　瀬戸　代章

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

東京都文京区湯島三丁目一四番二号

株式会社ライン制作

代表取締役　奥田　忠嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

横浜市栄区笠間二―五―一ＳＴＥビル

キオクシアシステムズ株式会社

代表取締役　今宮　賢一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

大阪府吹田市広芝町一六番二五号

合同電設株式会社

代表取締役　金子　宗二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

大阪市中央区内本町二丁目一番一九号第一〇松屋ビル

株式会社ＤＡＢＯジャパン

代表取締役　文　珖植

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

島根県出雲市天神町八六九番地

ミシマ産業株式会社

代表取締役　三島　一男

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十九日です。

令和七年十一月二十七日

沖縄県那覇市東町一九番二五号

株式会社碧

代表取締役　金城　智子

株式併合につき通知公告

当社は、株式五千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十八日であり、同日における発行可能株式総数は一千四百四株となります。

令和七年十一月二十七日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役　松尾嘉之輔

株式交換につき通知公告及び株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＣＣＧ　ＨＯＮＡＮＤＯ（住所大阪市中央区南本町一丁目八番一四号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

また、この株式交換に伴い、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十七日

大阪府東大阪市楠根二丁目五番二九号

株式会社邦南堂

代表取締役　工藤　裕介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

グレープ特定目的会社

取締役　福永　隆明

取消公告

令和七年十一月十日（号外第二四七号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＳＨＫホテルズ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

取消公告

令和六年十二月二日（号外第二八〇号）掲載の第七期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目四番七号

株式会社ＮＥＷＯＮＥ

代表取締役　上林　周平

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、右記合併の効力発生を条件として、甲は新設分割により新設する株式会社Ｔｒｙｓ（住所東京都千代田区大手町一丁目六番一号）に対して甲が営むクリエイティブ事業に関する一切の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この合併及び新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://trys2020.com/?page_id=1032

（乙）https://global-gear.jp/public_notice.html

令和七年十一月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）株式会社Ｔｒｙｓ

代表取締役　小林　泰平

福岡市中央区渡辺通二丁目九番二二号西鉄渡辺通ビル

（乙）株式会社グローバルギア

代表取締役　佐藤　竜史

正誤

ページ	段	行	誤	正
九三	一	一二（終りから）	藤森　浩治	米田　眞澄

（原稿誤り）

令和七年十一月六日掲載の東京家庭裁判所に係る令和六年（家）第五九八六号失踪宣告中